

第13回メーデー東部地区大会

見直そう“働き方”！変えよう“政治”

～労働者は商品じゃない！～

毎年恒例の東地協メーデーは4月21日、初夏を思わせる上天気の中、吉川漁協駐車場に14構成組織698名が集まって開催された。



開会あいさつに立った白木議長は「メーデーは、労働者が働き方の見直しを求めてはじまった。今日のメーデーでは、改めて自分たちの働き方を振り返ろう。また、地場春闘がこれから山場を迎えることから、組織をあげて解決を促進していこう」と呼びかけた。

大会には折田連合高知会長をはじめ政党・議員・友誼団体の方々も来賓として出席。代表して折田連合高知会

長、武内則男衆議院議員、広田一衆議院議員から挨拶をいただいた。

メーデー宣言では、「底上げ・底支え、格差是正とすべての労働者の立場にたった働き方の見直しの前進、そして、豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現をめざすこと。さらには、立憲主義と憲法の三原則を守る行動を起こしながら、来る参議院選挙の勝利につなげることを提案し、参加者全体で確認した。

お楽しみ抽選会では、ロボット掃除機ルンバを目玉景品に総数104本のくじを引き、会場が沸いた。



第13回メーデー宣言

本日、私たちは連合高知東地域協議会第13回メーデー東部地区大会を開催した。

メーデーは、アメリカの労働者が1日8時間労働を求めて行動をおこしたことから始まった。今、このメーデーの出発点である「労働時間と働き方」が大きく問われている。

この4月からは働き方改革関連法が施行され、長時間労働の是正に向けた仕組みがスタートした。これを受けてわたしたちは、「労働者は商品ではない」ことをお互い確認し合いながら、職場から36協定の適正管理、労働時間の客観的な把握・管理、年休5日以上の取得をはじめとする“すべての労働者の立場にたった働き方の見直し”を進め、「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現」をめざそうではないか。

わたしたちの暮らしをみると、「景気は回復基調」だといわれるものの、賃金は上がらず、格差の拡大は深刻なままである。この理由は、莫大な内部留保や預貯金を毎年積み上げ、株主配当も会社役員報酬も大きく増大させている一方で、労働者の賃金だけ全く増やさない、そんな歪んだ分配構造にある。

こうした中であって東地協は、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配を求めながら2019春季生活闘争を最後まで組織の総がかりで闘い抜き、「底上げ・底支え」「格差是正」の実現と「すべての働く者の処遇改善」をめざしていく決意である。

また、わたしたちは、公正・公平、安心・安全を基盤とする包摂的な社会をめざしていく。そのためにも、人口減少が進む高知県において、広範な県民の皆さんと力を合わせて雇用・労働・福祉などにかかわる社会的セーフティネットを拡充し、「持続可能な地域社会づくり」をめざしていく。

今年は地方統一選挙と参議院選挙が12年に一度重なる政治決戦の年でもある。よって、東地協に結集するすべての労働組合においては、この闘いが「暴走する安倍政治に終止符を打つ絶好の機会」と位置付け、「すべての労働者の処遇改善」を求めると同時に「立憲主義と憲法の三原則」を守ることをはじめとする政治活動を職場から起こしながら、来る参議院選挙の勝利につなげていこう。

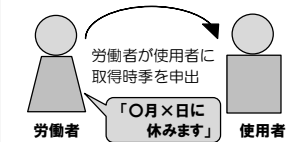
連合高知東地協は、本日のメーデー東部地区大会を契機に“地域に根ざした顔のみえる労働運動の展開”を実践的に取り組みながら「暮らしの底上げ実現」と「労働者の立場にたった働き方の見直し」に邁進し、「働くことを軸とする安心社会」への扉を切り拓くことを宣言する！

2019年4月21日

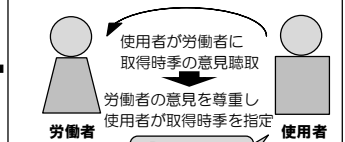
年次有給休暇(年5日)の取得義務化

2019年4月から、すべての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、**年休の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要**となりました。

労働者の申出による取得(原則)



使用者の時季指定による取得(新設)



労働時間の客観的な把握・管理

残業時間の上限が機能するには、働いた時間をタイムカードやICカード、パソコンの使用時間の記録などの方法で、客観的に把握・管理することが重要である。

2017年1月にガイドライン「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定されました。

‘36協定’って何でしょう？

そもそも法律で定められている労働時間は原則「**1日8時間 1週40時間**」です。それを超えて残業させたり休日出勤させられる場合は、「36協定(サブプロク)」を結ばなければなりません。

誰と誰が結ぶの？ 36協定は使用者と労働組合が協議して締結します。 ※労働者の過半数を組織している労働組合、それがない場合は労働者の過半数を代表する過半数代表者。 適正な36協定で長時間労働、不払い残業の問題を解決しよう！ 「月100時間以上残業している」「会社都合で突然残業を命令される」など、多くの企業で、法律で定められた最低のルールすら守られていない実態が明らかになっています。こうした問題の解決には**適正な36協定**の存在が不可欠です。



編集後記

労働者の祭典メーデー。今年は「祭りごと」よりも「政」ではなかったのか。統一地方選挙真っ最中ということもあるが、もっと目を向けるべきは資本・政府の動きだ。全港湾は先般、ストライキを打った。理由は、会社側が「企業内最賃」を独禁法違反としたことからだ。とんでもない話だ。さらに、連帯ユニオン関西地区生コン支部では、正当な労働組合の活動に対して警察権力が準共謀罪適用ともいえる大弾圧で50名近くを不当逮捕した。かつてのアカ狩りを思わせる大弾圧だ。こんなことが社会の一部で行われている。私たちは「浮かっている場合ではないのではないか・・・」、メーデーの最中、ふとこう思った。(トツキ)